

岩手県公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のとおり行う。

令和2年7月28日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

1 講習の期日及び場所

(1) 期日 令和2年10月29日(木)、同月30日(金)及び同年11月17日(火)

(2) 場所 盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部

2 講習定員 10人（定員に達した場合は、申込みを打ち切る。）

3 受講手続

(1) 受付期間 令和2年8月31日(月)から同年9月25日(金)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分までの間（郵送により受講申込書を提出する場合は、令和2年9月25日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。）

(2) 受付場所 岩手県警察本部交通部交通指導課

(3) 提出書類 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼ること。）

(4) 受講手数料 講習初日の受付の際に、駐車監視員資格者講習手数料20,000円を岩手県収入証紙により納付すること。

4 その他

(1) 講習には、筆記用具を持参すること。

(2) 講習の最終日に、筆記による修了考査を行う。

(3) 詳細については、岩手県警察本部交通部交通指導課に問い合わせること。